
プロジェクト リース

項目 第 497 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

リースに関する会計基準（結論の背景）

（開発にあたっての基本的な方針に関する意見）

2. 借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発着手にあたって検討するとされていた借手の会計処理の 6 つの論点（借手の費用配分のあり方、国際的な会計基準との整合性を図る程度、サービスに関してリースの対象とする取引の範囲、延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策、重要性に関する定め、連結財務諸表と単体財務諸表の関係）とそれぞれへの対応について、該当箇所でも個別に記載するよりも最初にまとめて記載する方が分かり易いと考ええる。
3. 我が国のリース会計基準等で採用した新しい会計処理について、IFRS 第 16 号との整合性以外の理由でどういった考えでその会計処理を採用したか説明を加えていただきたい。例えば、使用权モデルの背景や有用性、リース期間の見直しなどの説明があると考ええる。

（リースの識別の判断に関する意見）

4. 自動車のリース、我が国における事務所等の不動産賃貸借契約、賃貸用住宅事業のためのサブリース契約及び定期傭船契約に係るリースの識別に関して、原則的な考え方に照らして判断する方針であると理解している。文案では断定的な書き方になっているため、記載の仕方を工夫いただきたい。

（適用時期等に関する意見）

5. IFRS 第 16 号の経過措置のすべては取り入れていないため、「一方で本会計基準等の適用開始にかかる実務上の負担への対応として、関連する IFRS 第 16 号の経過措置のすべてを取り入れていることに加えて我が国特有の経過措置も取り入れている。」の「すべて」を削除することを検討いただきたい。

「リースに関する会計基準の適用指針」(本文)の文案の検討**(リースの識別に関する意見)**

6. 「独立したリースの構成部分」に関する定めを置くことに賛成する。

(少額リースに関する簡便的な取扱いに関する意見)

7. ドル建ての記載に関して IFRS 第 16 号公表時のレートで換算する方法も考えられる。

「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正案(企業会計審議会及び ASBJ が公表している会計基準等の改正案)

8. 「リースにおける割引率と減損会計における割引率が異なることに起因する論点」は、適用時だけの論点ではなく、かえって誤解を生む可能性がある。また、減損テスト自体が不要と誤解されることについては「使用権資産への減損会計の適用時におけるリース負債に関する論点」の記載で対応できているため、前者の論点の記載は削除することを検討いただきたい。

以 上